

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
有限会社邦栄商事 石垣市字新川2429番地
47-013015 代表者 知念 邦雄
(土木D、建築D)
- 2 指名停止期間
令和7年10月1日 ～ 令和8年6月30日 (9か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
(有)邦栄商事の代表取締役が、糸満市発注の公園遊具の選定を巡り、特約店契約を結ぶ会社の遊具が採用されるよう便宜を図る見返りとして、同市職員に家電製品を提供したとして、令和7年9月10日に贈賄容疑で沖縄県警に逮捕された
- 5 指名停止措置理由
「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第2号イに該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハ 使用人	1か月以上3か月以内